

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 : 県単道路維持工事（旭方面防草工）

路線・河海名 : 一般国道１２６号 外

工事箇所 : 旭市 イ 外

明示項目	明示事項
工事全般関係	・車線規制を伴う工事の抑制期間については、監督員の指示に従うこと。
工程関係	・工事実施工程表により工程管理を行い、毎月末(休日の場合は翌開庁日)に工事履行報告書を提出すること。また、工程に変更が生じた場合は監督職員に報告し、確認を受けること。
用地関係	・民地及び道路用地の境界には注意を払い施工すること。借地範囲並びに道路用地を十分に確認し着手すること。特に、民地との境界は越境することのないよう十分に確認するとともに、事前に監督職員と立ち合いを行い確認を得ること。
環境対策関係	・本工事で使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・工事に伴う騒音・振動に対し、十分配慮すること。 ・工事中の粉塵飛散防止に対し、十分配慮し、対策等を講じること。
安全対策関係	・土木工事安全施工技術指針及び、道路工事保安施設設置基準に基づき施工すること。 ・工事看板や交通誘導警備員の配置等、工事中の交通安全対策について施工計画書に図示すること。 ・安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・資機材の搬入搬出及び隣接現道へ影響を与える施工にあたっては、適宜、現道交通及び施設利用者に十分配慮した対策を講じること。 ・架空線、埋設管等は事前に確認し、接触、切断等の無いようにすること。
	・交通安全施設等の指定 ①車線減少等の規制を伴う場合の明示 a.規制内容 : 片側交互通行 b.規制箇所 : 工事区間内 c.規制期間 : 工事期間内
	・保全設備・保安要員の配置等が必要な場合 ①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示 a.対象工種 : 維持工 b.対象箇所 : 工事区間内 c.対象期間 : 工事期間内 d.対象要員 : 昼間2人/日 e.その他 :
仮設備関係	・特記仕様書による。
建設副産物関係	・特記仕様書による。
工事支障物件関係	・工区内の架線、地下埋設物、マンホール等の占用物を調査し、支障となる場合は、当該占用者と立ち合いを行い、高さ、埋設深さ等を調整すること。
薬液注入関係	・特になし。
その他	・施工にあたっては、関係者等と十分調整を図ること。 ・関係官公庁に対し、諸手続きが完了後に工事を実施すること。 ・本施工条件で確認できない事項は、監督職員に問い合わせること。 ・道路との出入りにあたっては、一般車両及び農業用車両の通行に十分配慮すること。 ・近隣施設管理者、住民等の対応には、十分配慮しながら施工を行うこと。なお、苦情等が発生した場合には誠意をもって対応すること。 ・官民境界付近の樹木の枝や根等が支障となる恐れのある場合は、その取扱いについて、事前に監督職員と立会・協議を行うとともに、所有者及び監督職員の承認を得てから、事故等が発生しないよう十分に注意し施工すること。